

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（広島県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。

（物件ごとに、要望を受け付けているものに「○」を表示しています。）

国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。

暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間は異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。

買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課等までお問い合わせ下さい。

ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますので、その節はご了承願います。

※新規物件に「New」を表示しています。

受付担当課等電話番号一覧表

本局 特別官	中国財務局管財部特別国有財産管理官	082-221-9221
本局 統括一	中国財務局管財部統括国有財産管理官 (第一部門)	082-221-9221
呉 統括	中国財務局呉出張所統括国有財産管理官	0823-21-6411

令和5年12月6日現在

整理番号	所在地	登記地目 (現況地目)	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				担当		備考	
				買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能 期間	借受要望 受付期間	事務所等		課等
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時貸 付け (※2)	3年を超 える貸 付け (※3)	事業用 定期借 地権の 設定に よる貸 付け (※4)					
1	広島市中区上八丁堀2番5	宅地 (宅地)	8,097.97				○			要相談	随時	本局	特別官	(留保財産)
2	広島市中区東白島町19番74	宅地 (宅地)	3,209.72				○			要相談	随時	本局	特別官	(留保財産)
3	広島市中区西川口町10番21 外1筆	宅地 (宅地) 宅地 (公衆用道路)	20.32 54.06のうち 持分1/6				○			要相談	随時	本局	統括一	入札予定あり
4	広島市中区西白島町3番1の うち	宅地 (宅地)	124.33				○			要相談	随時	本局	統括一	
5	広島市南区似島町字長谷 4860番1のうち	宅地 (宅地)	4,832.03				○			要相談	随時	本局	統括一	
6	広島市南区似島町字長谷 4860番外	宅地 (雑種地)	1,445.35				○			要相談	随時	本局	統括一	
7	広島市安芸区中野東 六丁目4468番1	雑種地 (宅地)	439.85	○	6,000,000	令和元年 9月20日	○	○	○	要相談	随時	本局	統括一	
8	広島市佐伯区杉並台58番4	宅地 (宅地)	227.49				○			要相談	随時	本局	統括一	入札予定あり 建物あり
New 9	三原市大和町上徳良字 稻荷本1000番外2筆	宅地・畑 (宅地・畑)	814.80				○			要相談	令和5年 12月6日 から 令和5年 12月20日	本局	統括一	建物あり
New 10	尾道市向東町字天女浜 9228番2外1筆	原野 (原野)	491.43				○			要相談	令和5年 12月6日 から 令和5年 12月20日	本局	統括一	
11	福山市神村町字木ノ原 3862番1外1筆	田 (雑種地) 宅地 (宅地)	1,078.62 240.96				○			要相談	随時	本局	統括一	入札予定あり 建物あり
12	三次市君田町石原字 向原449番14	原野 (雑種地)	136.78				○			要相談	随時	本局	統括一	入札予定あり
13	安芸高田市甲田町上甲立字 下市461番1	田 (雑種地)	548.82	○	672,000	平成25年 5月2日	○	○	○	要相談	随時	本局	統括一	

整理番号	所在地	登記地目 (現況地目)	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				担当		備考	
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能期間	借受要望受付期間	事務所等		課等
					前回入札時の最低売却価格(円)	前回入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)					
14	安芸高田市美土里町本郷字 広島4275番外4筆	宅地・原野・ 田・畑 (宅地・雑種 地)	1,641.05				○			要相談	随時	本局	統括一	入札予定あり
15	呉市天応西条四丁目1262番2	宅地 (宅地)	298.85				○			要相談	随時	呉	統括	
16	豊田郡大崎上島町沖浦字 水野元115番3	宅地 (宅地)	336.43				○			要相談	随時	呉	統括	
17	豊田郡大崎上島町東野字 西矢弓2937番1外1筆	宅地 (宅地) 公衆用道路 (公衆用道路)	693.45 17.80	○	1,420,000	令和2年 11月20日	○	○	○	要相談	随時	呉	統括	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆登記や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。